

第 2 号（令和 6 年 6 月 2 1 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和 6 年 6 月 井手町議会（定例会）会議録（第 2 号）

招集年月日

令和 6 年 6 月 2 1 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和 6 年 6 月 2 1 日 午前 1 0 時 0 0 分 議長 奥田俊夫

閉会 令和 6 年 6 月 2 1 日 午前 1 0 時 3 4 分 議長 奥田俊夫

応招議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄	10 番	木村	武壽

不応招議員

な し

出席議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄	10 番	木村	武壽

欠席議員

な し

会議録署名議員の氏名

1 番	木村	健太	8 番	谷田	利一
-----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	森田	肇	議 会 書 記	新田	純平
議 会 書 記	小谷	光幸	議 会 書 記	石井	美子

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	西島	寛道	副	町	長	脇本	和弘
---	---	----	----	---	---	---	----	----

参	与	関西	浩二
教	育	長	中田 邦和
理事兼住民福祉課長事務取扱		花木	秀章
安心・安全推進課長		菱本	嘉昭
税 務 課 長		木田	ゆかり
高 齢 福 祉 課 長		坂井	幸一郎
建 設 課 長		辻井	祐介
上 下 水 道 課 長		仁木	崇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務		林田	夕加
学校給食センター所長		梶田	篤志
学 校 教 育 課 参 事		北川	拓男

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

参	与	西垣	義郎
理事兼学校教育課長事務取扱		木村	恵理
総 務 課 長		平間	克則
企 画 財 政 課 長		高江	裕之
保 健 医 療 課 長		中谷	誠
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務		畑中	博之
産 業 環 境 課 長 ・ 自然休養村管理センター館長兼務		奥山	英高
同和・人権政策課長		西島	豊広
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務		寺井	佳孝
企 画 財 政 課 参 事		吉岡	正博

令和 6 年 6 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 2 号〕

令和 6 年 6 月 2 1 日（金）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 30 号 井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 3 議案第 32 号 令和 6 年度井手町下水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 第 4 議案第 37 号 工事請負契約について同意を求める件
- 第 5 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第 6 令和 6 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 第 7 議員派遣の件
- 第 8 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまから令和6年6月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

町長より、議案第37号として、工事請負契約について同意を求める件を追加提案として提出されております。

なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、木村健太議員、8番、谷田利一議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の番号の方をお願いします。

次に、日程第2、議案第30号、井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第30号、井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、（以下、「マイナンバー法」と申し上げます。）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページをご覧ください。

井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数 4 6 1 ページ、第 2 条、定義の規定でありまして、マイナンバー法の一部改正に伴う条文の整備であります。

同じく例規ページ数 4 6 1 ページ、第 4 条、個人番号の利用範囲の規定でありまして、第 2 条と同じくマイナンバー法の一部改正に伴う条文の整備であります。

それでは、1 ページをご覧ください。附則であります。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 1 点質問させていただきます。

この条例はマイナンバー法の一部改正に伴う条例改正ということで説明があったんですが、これは改正されますと、今後、井手町の行政事務でマイナンバーの利用や提供が拡大していくのでしょうか。見通しといたしますか、改正されたらすぐにいろいろな事務が提供されていくのか、利用されるのかということをお伺いします。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の改正によりまして、町においても拡大されるのかということでございますけども、本町におけるマイナンバーの利用範囲については、今回改正前と改正後で変わることはございません。現在のところ、利用範囲が拡大するというものではございません。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9 番（岡田久雄） 1 点だけ聞きたいのですが、今、マイナンバーカードの

切替えをされていると思うんですけども、これは何年かに一度必ずしなければいけないものなのか、期日までに手続に来なければどうなるのか、その辺りをお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） マイナンバーカードの切替えについてであります。年齢によって、5年ないし10年ということになっておりまして、切替えにできなかった場合というのは、また再発行の手続をしていただくことになります。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） ただいまの一部改正の提案に対して、反対の立場で討論いたします。

先ほどの質問に対して、井手町の場合は状況が変わることはないという答弁でしたが、この法案全体に流れていますというか、その狙いといいますか、それをよく読むと、そういうことはないというふうに私は感じているんです。

今回のこの改正は、2023年6月に国会で強行されたマイナンバー法の改正によるものです。このマイナンバー法の改正では国民の強い反対や不安の声を押し切って、今年の秋に健康保険証の廃止と、そしてマイナ保険証の押しつけを進めるというものであったわけですが、今後その内容は、保険証についてだけではなく、マイナンバーを利用し、また提供する範囲を全行政分野へと拡大する方向性が打ち出されております。もともとマイナンバー制度が導入された際には税、社会保障、災害対策の3分野に限定して利用するとされていたものが、この法改正によって、具体的な分野などは先送りしながら、今後は全行政分野での利用に広げていくことを理念としてこの法律を打ち出しております。ですから、先ほど答弁があった、今は変わらないかもわかりませんが、理念として国がその法を決めたわけでありませ

ら、今後変わらないとは断言できないというのが１点目であります。

そのために、これまでマイナンバーを利用する事務は別表という形で明記していたものを廃止いたしております。地方自治体のマイナンバー利用提供条例では、その事務を明記した別表を廃止することは今回の改正では見送られているんですけども、将来の拡大に備えて、マイナンバーを利用する事務の名称を特定個人番号利用事務という一般的な名称に変更することが盛り込まれています。

さらに、国では今後、法でマイナンバー利用が認められている事務に準ずる事務ということで、法改正なしでマイナンバー利用を可能としています。この準ずる義務というのは、事務の性質が同一であるものという抽象的な限定になっており、情報連携についても、法の改正によるものから省令で対応が可能になるということになっています。

今、マイナ保険証の導入では、様々なトラブルや個人情報漏えいも発生しております。国民の不安には大きいものがあります。そういう中でのこのマイナンバーの利用、さらに推進、拡大が今後つながっていくような条例改正については反対です。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから、議案第３０号、井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第３０号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手多数です。したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３、議案第３２号、令和６年度井手町下水道事業会計補正予算（第１回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第32号、令和6年度井手町下水道事業会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和6年度井手町下水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の規定であります。令和6年度井手町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出であります。第1款下水道事業費用、既決予定額3億7,991万3,000円、補正予定額1,500万円、合計3億9,491万3,000円。

第1項、営業費用、既決予定額3億2,715万8,000円、補正予定額1,500万円、合計3億4,215万8,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 7ページの実施計画明細書の表が出ているんですが、一番下の段です。委託料1,500万円、下水道事業計画変更業務というのがございます。この変更内容について、どういうことを変更されるのかが1点目です。

もし変更されれば、変更による受益者はどれくらいおられるのかということをお伺いします。その2点です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） ただいまの下水道事業計画変更業務についてのご質問でございますけども、今回の変更の内容といいますのは、下水道法の第4条におきまして、公共下水道を設置しようとするときや事業計画を変更しようとするときに策定しなければならないものでございまして、汚水の予定処理区域でございましたり、計画の汚水量を盛り込んだ計画になっておりますので、そういった予定処理区域や計画汚水量が変わるということで、今回事業計画の変更を委託するというところでございます。

今回、変更区域の受益者でございますけども、その人数ということではございません。ある一定の区域が追加、変更ということになりますので、人数ではなくて区域と面積という形でご理解いただければと考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） まだそこに住んでおられるわけではない、住民がおられないところに、今後のことを含めて区域を選定していくのかなというふうに理解したんですが、その区域、具体的にどこなんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） 具体的な区域といいますのは、おおむね一定処理する区域というのは決まっておるんですけども、具体的にといいますと、多賀地区ということで今はお答えさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 3 2 号、令和 6 年度井手町下水道事業会計補正予算（第 1 回）を採決します。

議案第 3 2 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 3 2 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4、議案第 3 7 号、工事請負契約について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） それでは、議案第37号、工事請負契約について同意を求める件についてご説明申し上げます。

町道29号線第2工区道路改良その10工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記としまして、1、契約の対象。6道改第1号、町道29号線第2工区道路改良その10工事。2、契約金額。金1億49万3,800円。うち取引に係る消費税額、金913万5,800円。3、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井12の1、ヤマダ・栄建特定建設工事共同企業体、株式会社ヤマダ代表取締役、山田敬幸氏。4、契約の方法。一般競争入札による契約。

なお、今回の工事請負契約につきましては、現在進めております町道29号線道路改良工事の大型ブロック積工を実施する工事であります。

また、工期につきましては令和7年2月28日を予定しており、入札の概要としましては、入札参加者は4者、予定価格は税抜き1億268万4,000円、調査基準価格は税抜き9,322万3,000円、失格基準価格は税抜き9,135万8,000円であり、落札金額は税抜き9,135万8,000円、落札率は88.97%であり、調査基準価格以下でありましたので低入札価格調査のヒアリングを実施しております。

他の入札者の入札金額につきましては、松輝・西田特定建設工事共同企業体が税抜き9,135万8,000円、雅豊・小川特定建設工事共同企業体が税抜き9,135万8,000円であります。なお、中和・山川特定建設工事共同企業体については、入札書不着でありました。

3者の入札金額が同額でありましたので、くじにより業者を選定後、低入札価格調査のヒアリングを実施し、落札者を決定しております。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

（挙手する者あり）

2 番（谷田健治） 調査基準価格以下だったのでヒアリングをされたという説明だったんですが、開札が 6 月 5 日だと思いますが、この間、業者へのヒアリングはいつされたのか。

それから、ヒアリングの行政側の出席者、それはどなたが出席されているのか。

また、ヒアリングではどのような内容をお聞きされたのかということです。

多分ヒアリングの後、建設事業等発注審査会に諮っておられますが、その審査会のメンバーはどなたなんでしょうか。それをお聞きします。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） ただいまのご質問で、まず低入札価格調査のヒアリングの日なんですけども、6 月 7 日に実施しております。

メンバーですけども、関西参与及び建設課の職員で実施しております。

内容につきましては、町の積算と開きがある項目や資材の納入見込み、現在実施中の工事などについてヒアリングを行っております。

ヒアリングの結果、特に共通仮設費や現場管理費、一般管理費といった経費の部分について、町の方の積算と開きがありましたので、それについて確認したところ、今回の工事、近接する町道 29 号線第 2 工区のその 7 工事の受注者でありますので、事前調査や測量に係る経費、また現場事務所に係る経費などが削減できているということでありました。このことから、ダンピング等が確認されませんでしたので、落札決定をしております。

建設事業等発注審査会のメンバーですけども、副町長が会長になっておりまして、それとプラス理事級で計 4 名で構成しております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） あと一つ、今回の入札金額、1 者は先ほどの説明では入札書が不着ということでなったわけです。企業体の 3 者は全て同じ金額で入

札されております。先ほども説明がありましたように、その7の工事というのがありました。このときも四つの企業体が同じように入札をされて、同じ金額で1者が落札ということが9月議会でありました。1億円を超える工事で最低制限価格ぴったりとといいますか、1,000円の違いもなく、そういうことが起こり得るんですかということ、私もよく分からないので、疑問に思ったものですから、また、町民の方からそのことを聞かれて、いや、そうになっているんだと言ったら、そんなの分からないという話をされたものですから、私の方から質問をさせていただいたんです。

その7の工事のときの町当局の答弁は、当時の島田副町長は、1億円を超える工事であっても、工事の入札、積算に当たっては、全国共通の設計「歩掛」があり、単価についても町が公表している。だから、きちっと業者が計算すれば全体の工事費というのが出るんだから、四つの企業体が同じ金額になるということもあり得るとおっしゃいました。そのときに、低入札基準価格をどういう形で決めているかということも、その計算方法も公表しているから、積算能力がある企業なら、正しく真面目にきちっと積算すれば、四つの企業が同じ金額になるということは当然あり得ることですということをおっしゃったんです。ただ私は納得していなかったんですけども。そういうものなのかなと。

その7の工事の入札をされた方が、3者まで同じわけです。今回もぴったり同じなんです。それ以外の工事で、企業体以外で単独で入札されて落札された業者がおられます。その6、その8、その9がそうなんですが、その状況を見ましたら、必ずしもぴったり合わないんです。時間があるので具体的に言いませんけども、そういう状況なんです。

そう考えますと、企業体の方が入札されるのはかなり綿密に皆さん計算された。個人で入札されている、単独、その方の場合にはかなり違いがあるんです。失格されている場合もあるんです。ですが、企業体としてやるときは大体同じ金額でずらっとなると。金額が結構大きいんです。工事の種類も違いますから。そこが納得できないでいるんです。ですから、積算をきちっとすれば同じ金額になるんだ、だから問題ないみたいなことを前におっしゃったんですけども、それだったら個人で積算して出されても同じになるのと違うかなと。そこは違ったら教えてください。素人感覚でそのように思います。

しかも今、労働者不足です。そして機材、資材もかなりアップしたりして、

万博の工事が遅れているのもそういうことだと思うんですけども、そういう中でもこれだけ同じ金額になるのでしょうか。その辺の状況をお聞きしたいと思います。

私の質問の内容は以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 関西参与。

参与（関西浩二） 今の入札価格について、一般論も含めてご説明させていただきます。

今、ご指摘にありましたように、工事の価格を入札者、業者側が積算する場合、全国ほぼ共通の「歩掛」がございます。京都府の場合は、京都府が定めた「歩掛」を各市町村が準じて使っております。そういう意味で、まずは予定価格を算出するわけですが、これがほぼ基準、それと単価が公表されておりますので、京都府の場合も同じですが、能力のある業者は予定価格をほぼ正確に算出します。そこから、いわゆる最低制限価格を適用している工事については、これも国の方で定められている計算式を準用していますので、その計算どおりにすれば、その価格が算出できます。そういう意味で、京都府も町もそうですけれども、インターネットで公表している入札結果を見ていますと、例えば山城南、北土木の入札結果で最低制限価格を採用している入札はほぼ同額で抽せんになっていると思います。

井手町の場合は、1億円を超えるというより5,000万円を超える低入札調査を実施する工事については、調査基準価格と失格基準価格も公表していますので、予定価格からの計算ですが、ほぼぴったりと計算ができます。最低制限価格を採用している工事については、最低制限価格を町の職員3名で入れておりますので、現場の条件も考慮した最低制限価格を設定していますので、3名の価格を平均して出しますので、例えば微妙に、計算式からはじき出したものよりも1,000円、2,000円ずれることがあります。ですから、ぴったり当たるケースもあれば、1,000円下に行く、上に行くというようなことが起こるということで、井手町の場合は、そういった失格者が、どちらかというと工事費の小さな工事については、そういうことが起こり得ます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第３７号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第３７号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第３７号は同意することに決定しました。

次に、日程第５、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前１０時２８分

再開 午前１０時２９分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま配付しましたとおり、選挙管理委員には、京都府綴喜郡井手町、栗田善嗣氏、満７５歳、京都府綴喜郡井手町、菱本忠雄氏、満７４歳、京都府綴喜郡井手町、田中茂氏、満７１歳、京都府綴喜郡井手町、池田弥生氏、満６３歳、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と

定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました栗田善嗣氏、菱本忠雄氏、田中茂氏、池田弥生氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理員補充員には、第1順位、京都府綴喜郡井手町、八幡朋子氏、満72歳、第2順位、京都府綴喜郡井手町、今西憲司氏、満72歳、第3順位、京都府綴喜郡井手町、村田名良夫氏、満74歳、第4順位、京都府綴喜郡井手町、小川京子氏、満67歳、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、八幡朋子氏、第2順位、今西憲司氏、第3順位、村田名良夫氏、第4順位、小川京子氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、日程第6、令和6年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆様方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、提出者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは報告願います。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、令和6年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。令和6年度城南土地開発公社事業計画であります。

まず上の表であります。公有地取得事業でありまして、井手町分はございません。

次に下の表であります。公有地売却予定でありまして、井手町分はございません。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で、日程第 6 を終わります。

次に、日程第 7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第 8、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和 6 年 6 月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 34 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 木 村 健 太

署名議員 谷 田 利 一